

# 粗大ごみ回収のお知らせ

(小型家電類、灰・乾電池、蛍光管を含む)

次の日程で粗大ごみ等の回収を行います。

回収品目や料金等、このチラシをよくご覧いただき、案内図に従って搬入をお願いします。

令和5年 **12月3日** (日) 午前8時30分～午前11時

回収場所：多目的研修センター駐車場 <雨天実施> ※池田町役場駐車場では行いません。

粗大ごみの回収品目や料金は、裏面をご確認ください。

〇お問い合わせ先 株式会社 G・フレンドリー ☎0261-62-6455

【蛍光管の回収(無料)】 ※割れた蛍光管、電球、LED電球等は、指定の日に集積所へ出してください。

1m20cm以下の蛍光管類を割らずにそのままの形でお持ちください。

〇 回収できる物 〇



長さが1m20cm以下の直管形蛍光管



電球形蛍光管



環形蛍光管



一般照明用電球



反射型電球

× 回収できない物 ×

- ・LED電球
- ・ハロゲン電球
- ・ボール電球
- ・シャンデリア電球

※事業所の物は産業廃棄物となりますので受け入れできません。正規のルートで廃棄してください。

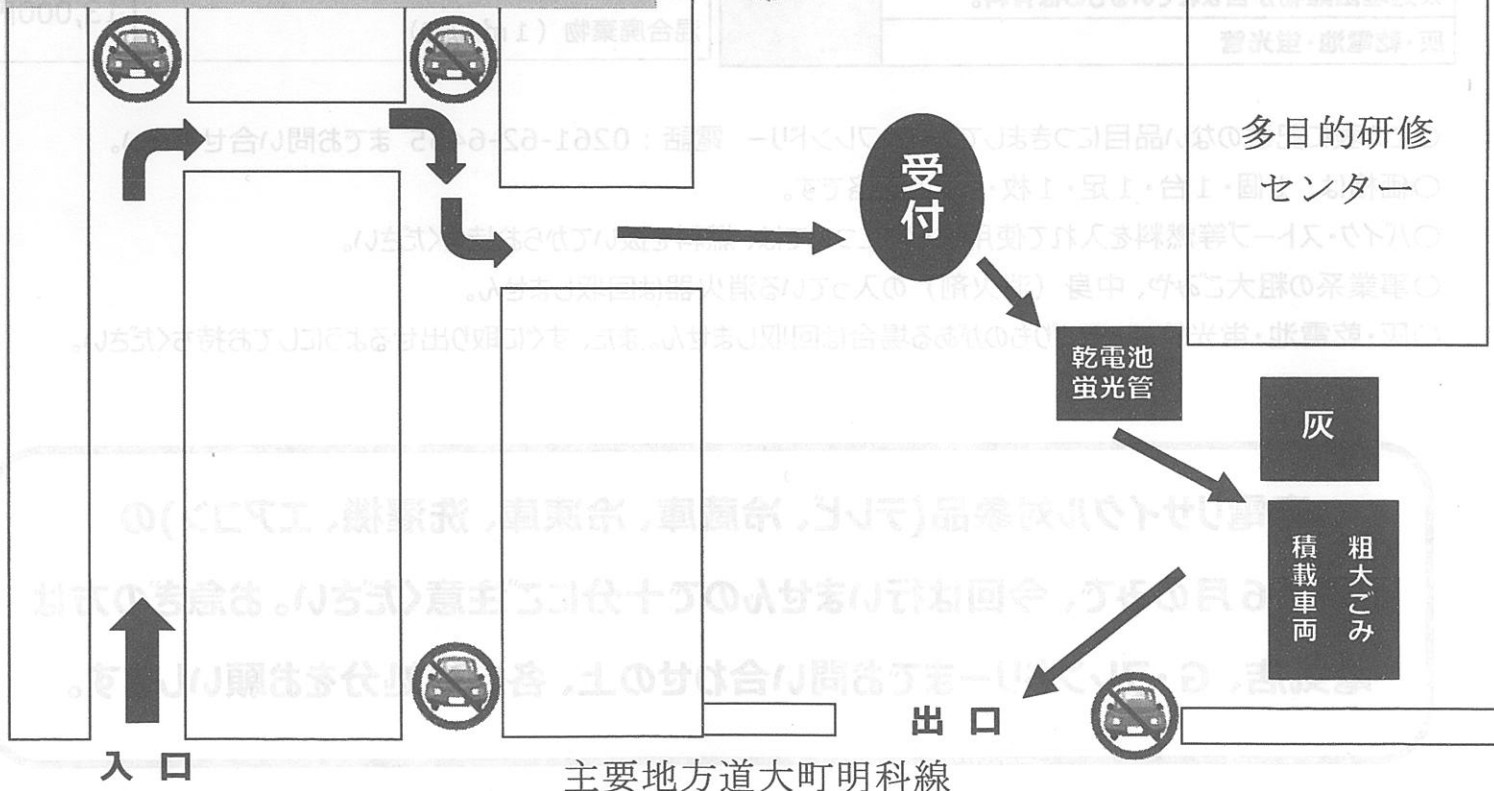
※灰は、肥料袋などは使用しないで、直接「もえないごみ・資源物指定袋」に入れてお持ちください。

円滑な処理のため、2重袋とならないようにご協力をお願いいたします。

## 多目的研修センター会場案内図



※このマークの所からは進入しないでください。



# 粗大ごみ処理料金表

品名	金額 (税込)	品名	金額 (税込)
保温ポット・座布団・長座布団 雪かき(プラ製スコップ)・桶・樽・バケツ カメラ・衣類ケース・タイヤ(一輪車、自転車) ラケット・アイロン・消火器(消火剤がない物に限る) 電気カミソリ・バッテリー・ポリタンク(20ℓ以下) ゴルフクラブ・その他類似した小物類	650円	カーペット・こたつ・座椅子(1人用)・自転車 じゅうたん・スーツケース・スキー(スノーボード)板、靴 スノーダンプ・スピーカー・畳(1畳未満) 机、テーブル(長辺90cmまで)・電気毛布(敷布) タンス棚類(高さ幅合計200cmまで)・電子レンジ 布団、ウレタンマットレス・ビデオ(DVD・CD)デッキ ベビーカー・よしず・家庭用プリンター	1,300円
椅子・一輪車(遊具、運搬用) 加湿器・ガスコンロ・換気扇・掃除機 米びつ・こたつ板・照明器具・食器乾燥機 炊飯器・ストーブ・洗浄便座・扇風機 電話機・トースター・ファンヒーター・電気ポット ベビーチェア・ホットプレート・マッサージ器 ミキサー・ジューサー・ミシン(卓上型) 物干し竿・湯沸かし器・ラジカセ	900円	ガラス・陶磁器類(不燃物袋30ℓ程度)	1,650円
タイヤ(普通車まで)	ホイール無し 600円 ホイール付き 700円	オートバイ・車いす・ソファー(1人用スプリング入り) 食器洗い機・ステレオセット(卓上型)・洗面化粧台 畳(1畳)・タンス・棚類(高さ幅合計350cmまで) 机(長辺90cm超)・電気カーペット・流し台 ベッド(マットレス別途)・パソコン(ブラウン管は別途) ブラウン管式ディスプレイ、ミシン(足踏み)・ワープロ 磁気布団(マットレス) 発電機・給湯器・刈払機	2,500円
タイヤ(中型車まで)	ホイール無し 2,650円 ホイール付き 3,000円	小型農機具(管理機・耕運機・田植え機・バインダー等)	3,200円
<b>【金属以外の複合素材が ついていないものに限る】</b> アルミサッシ・アルミホイール・衣装箱・犬用ゲージ 脚立・梯子・タイヤチェーン・灯油タンク スチールホイール・スチールキャビネット ※処理困難物が含まれているものは有料。	無料	スプリングマットレス(セミダブルまで)	3,800円
灰・乾電池・蛍光管		オルガン・電子ピアノ・マッサージチェア ソファー(スプリング入り2人掛け以上) 給湯器(貯湯式)・スプリングマットレス(ダブル) 電動シニアカー・電動車椅子・介護用電動ベッド 耐火金庫(家庭用卓上用)	6,500円
		木くず、生木(1㎡あたり)	9,000円
		廃プラスチック類・マルチ(1㎡あたり) 混合廃棄物(1㎡あたり)	13,000円

- この表に記載のない品目につきましては G・フレンドリー 電話：0261-62-6455 までお問い合わせ下さい。
- 価格は、1個・1台・1足・1枚・1本の価格です。
- バイク・ストーブ等燃料を入れて使用する物については、燃料を抜いてからお持ちください。
- 事業系の粗大ごみや、中身(消火剤)の入っている消火器は回収しません。
- 灰・乾電池・蛍光管は、混ざりものがある場合は回収しません。また、すぐに取り出せるようにしてお持ちください。

**家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン)の  
回収は6月のみで、今回は行いませんので十分にご注意ください。お急ぎの方は  
電気店、G・フレンドリーまでお問い合わせの上、各自で処分をお願いします。**

# 剪定枝をチップ化(リサイクル)します

チップ化した木の枝は 無料で配布します

チップのみをご希望の方もぜひお越しください

町では、資源としての有効利用やごみの減量化を目的として、庭木の剪定枝を受け入れてチップ化し、希望者にお渡しします。

剪定枝の受け入れとチップの配布はともに無料ですので、剪定枝を処分する予定のある方は、ぜひこの機会にご利用ください。

なお、配布するチップにつきましては不足する場合がありますので、その際はご容赦ください。

## \*受け入れ対象

池田町内の個人の庭から出る剪定枝が対象となります。

裏面をご覧ください、受け入れ可能な枝のみをお持ちください。

## \*受け入れ実施日

12月3日(日) ※雨天時は中止

## \*受け入れ・配布時間

受け入れと配布の終了時刻が違います。ご注意ください。

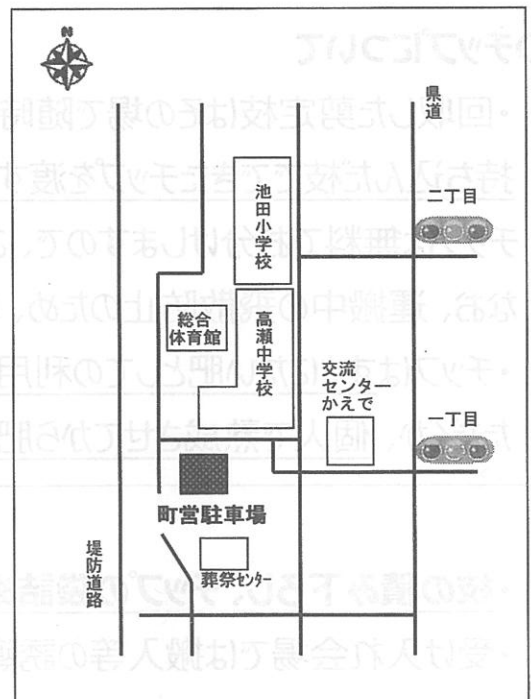
枝の受け入れ：午前9時～午前10時30分

チップの配布：午前9時～午前11時頃まで※

※配布はチップが無くなり次第終了します。

## \*受け入れ場所

高瀬中学校グラウンドの南西の町営駐車場



裏面もご覧ください

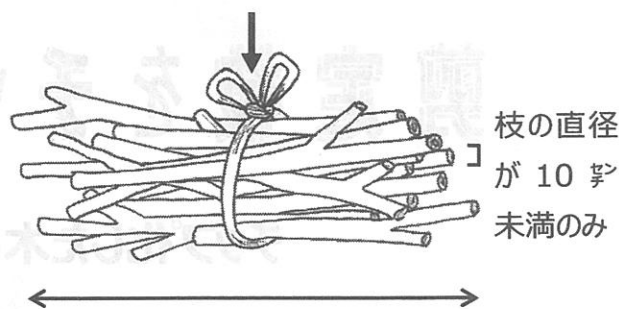
## ○受け入れ形状

・枝の太さ（直径）が10 ㍉未満のものが受け入れ可能です。

長さ120 ㍉ぐらいに切りそろえて、**葉や枝はできるだけ落とし**、麻ひもか、わら縄ひも、ビニールひもで束ねてお持ちください（おおむね大人1人で容易に運搬できる大きさでお願いします）

・針金などの**かたいもので束ねない**でください。

麻ひも、わら縄ひも、ビニールひものいずれかで縛る



- ・120 cmぐらいの長さまで
- ・横枝や葉はなるべく落とす

## ○受け入れできないもの

①水分を多く含んだもの、腐敗したもの ②竹、笹、シュロの木、蔓などチップ化した場合に肥料とならないもの ③造園業者による持ち込みのもの ④キョウチクトウ、あせび、ウルシ等毒性のあるもの ⑤農林業に伴うもの（はぜかけ棒等） ⑥病虫害（松くい虫など）の被害を受けた木 ⑦建築廃材 ⑧樹木の根、野菜の茎、サボテンやアロエなど多肉種、根の付いた芝、カヤ系のもの ⑨横枝や葉が多くついたままのもの

## ○チップについて

・回収した剪定枝はその場で随時チップ化していきます。（受け入れの都合上、ご自身が持ち込んだ枝でできたチップを渡すことができない場合があります）

チップは無料でお分けしますので、ご入用の方は**肥料袋などの袋とスコップ**をお持ちください。なお、運搬中の飛散防止のため、軽トラなどの荷台への直接積み込みはご遠慮ください。

・チップはすぐにたい肥としての利用ができません。庭などの雑草防止の敷料としてご利用いただくか、個人で熟成させてから肥料としてご利用ください。

### 注 意 事 項

- ・**枝の積み下ろし、チップの袋詰めは希望者ご自身でお願いします。**
- ・受け入れ会場では搬入等の誘導を行います。係員の指示に従ってください。
- ・現場で剪定枝の状況を確認し、受け入れをお断りする場合があります。
- ・事故のないように気をつけて搬入等をお願いします。
- ・配布するチップが不足する場合があります。希望者全員の方に行き渡らない場合がありますので、その際はどうぞご容赦ください。

# 池田町第6次総合計画後期基本計画（案）

## パブリックコメント募集

### 【池田町第6次総合計画基本理念】

温かい心・豊かな文化・活力ある産業が育ち 魅力あふれる美しいまち

温かい心・文化を育て、心を通わせ、地域の絆を強めます。

産業を発展させ、未来を拓く日本一美しいまちを目指します。

池田町では、町の最上位計画である「池田町第6次総合計画」（令和元年度～10年度までの10年計画）をもとに、まちづくりに取り組んでいます。

総合計画を構成する基本計画は前後期5年毎の計画となっていますが「前期基本計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、令和6～10年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定しています。【基本計画以外（計画案22ページ以前）の部分は今回の策定範囲外となります】

策定にあたり、町民の皆様から広くご意見をいただくため、現段階での計画案を提示し、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

#### ○募集期間

令和5年11月23日（木）～12月22日（金）

#### ○閲覧場所

- ・町ホームページ
- ・池田町役場総務課企画係窓口
- ・池田町交流センターかえで
- ・池田町総合福祉センターやすらぎの郷
- ・多目的研修センター

#### ○意見を提出できる方

町内に在住・在勤・在学の方、事務所または事業所を有する方、法人その他の団体

#### ○意見の提出方法

専用様式（町ホームページよりダウンロード可、閲覧場所にも備え付け）もしくは任意の様式に

必要事項を記入して、郵送、FAX、電子メールまたは直接持参により提出

#### ▽記入いただく必要項目

- ・表題『池田町第6次総合計画後期基本計画（案）に対する意見』
- ・住所、氏名（町内に事務所または事業所を有する方及び法人その他の団体が提出する場合は、所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）
- ・勤務先または学校名（町外にお住まいの方のみ）

#### ○提出された意見の扱い

- ・町のホームページ等で提出者の個人情報を除いた上で公表を予定しています。（誹謗中傷や個人を特定できる意見等、公表に適さないもの除く）
- ・直接回答はしません。

#### 提出先・問い合わせ先・担当

池田町役場 総務課 企画係

住所 〒399-8696 北安曇郡池田町大字池田 3203-6

電話 62-3131 FAX 62-9404 電子メール [machi@town.ikeda.nagano.jp](mailto:machi@town.ikeda.nagano.jp)

裏面もご覧ください

# 池田町第6次総合計画後期基本計画（案）抜粋

## 【重点課題】

## 【策定対象の施策一覧】

### 課題1 人口減少、少子高齢化

#### 方針

- ・次世代を地域で育むまちづくり  
～子育て支援～
- ・生活が潤うまちづくり  
～産業活性化による雇用創出～
- ・人を魅きつけるまちづくり  
～魅力あるまちづくりによる移住定住促進～
- ・交通弱者のための交通手段の確保と生活道路の整備

### 基本目標1 自然環境を守り暮らしに活かす町

- (1) 自然環境の保全活用、美しい景観づくり
- (2) 治山・治水・利水の推進
- (3) 環境衛生の向上、資源循環の推進
- (4) 公園緑地の整備活用

### 課題2 デジタル技術の有効活用と

#### ITリテラシー向上

#### 方針

- ・デジタル技術を積極的に活用し効率的かつ効果的な行政運営とデジタルデバイドの解消

### 基本目標2 未来を切り拓くたくましい子どもが育つ町

- (1) 子育て支援・青少年健全育成
- (2) 保育、幼児・学校教育の充実
- (3) 生涯学習のまちづくり
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 交流の拡充

### 基本目標3 人を魅きつける住みよい町

- (1) 道路の整備
- (2) 住宅対策の推進
- (3) 上下水道の整備
- (4) 交通の整備
- (5) 移住定住の促進

### 課題3 まちなか活性化

#### 方針

- ・活気あふれるまちづくり  
～人々が集い、賑わいを増すための取り組み～

### 基本目標4 産業の基盤を強め活性化する町

- (1) 農業の振興・森林の保全活用
- (2) 商業の振興
- (3) 工業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 6次産業化の推進
- (6) 雇用と労働

### 課題4 防災・減災対策

#### 方針

- ・地域の絆で創る安全な町づくり  
～共に取り組む防災・減災対策～

### 基本目標5 支えあい健やかに暮らせる町

- (1) 住民福祉の向上
- (2) 保健予防・医療の充実
- (3) 人権の尊重・男女共同参画の推進

### 課題5 行財政の適正な運営

#### 方針

- ・行財政改革推進委員会からの答申を考慮し適切で計画的な行財政運営

### 基本目標6 地域の絆で創る安心安全な町

- (1) 消防・防災・防犯体制の整備
- (2) 開かれた町政と協働のまちづくり
- (3) 財政の健全化
- (4) 行政の効率化・地域情報化の推進
- (5) 行政の広域化